

今年の確定申告相談の受け付けは、2月15日(月)までです

所得税の申告は、越谷市中央市民会館特設会場または越谷税務署へ!

確定申告が必要であると思われる方には、確定申告書の用紙をすでに発送していますが、申告用紙が届いていない方でも、次にあげた一定の要件にあてはまる場合には、申告の必要がありますので、ご注意ください。

確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告を提出しなければなりません。

- ①事業を営んでいる場合、不動産収入がある場合、土地や建物を買った場合などで、平成15年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除と定率減税額との合計額を超える方
- ②サラリーマンの方で
・給与の年収で2千万円を超える方
・2カ所以上から給与をもらっている方
・給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

申告すると所得税が還付される方

確定申告をする必要のないサラリーマンの方でも、次のような場合は源泉徴収された税金などの還付を受け取ることができます。

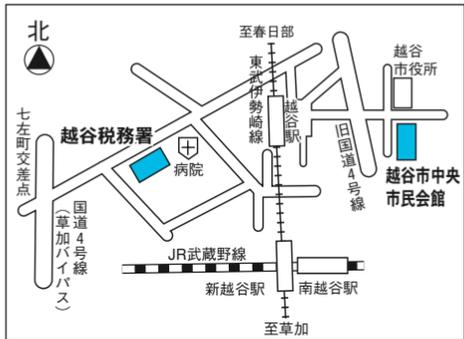
- ①多額の医療費を支払った方
- ②マイホームなどを住宅ローンなどで取得した方
- ③災害や盗難などにあった方
- ④平成15年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方で、源泉徴収さ

所得税申告会場日程

- 確定申告 (譲渡・贈与税等を除く)
2月2日(月)～3月15日(月) (土・日・祝日を除く)、午前9時～11時・午後1時～3時30分
●越谷市中央市民会館特設会場
※2月13日(金)までは還付申告のみの受け付けです。
※2月22日・29日の日曜日の受け付けは、越谷税務署のみとなります。
- 確定申告 (青色・白色一般・譲渡・贈与等)
2月16日(月)～3月15日(月) (土・日曜日を除く)、午前9時～11時・午後1時～4時
●越谷税務署
※2月22日・29日の日曜日は、受け付けます。

税理士無料還付申告相談会日程

- 2月16日(月)～23日(月) (土・日曜日を除く)、午前9時30分～11時・午後1時～4時
●八潮メセナ



納税は期限内に

所得税の納期限は3月15日(月) 所得税の振替納税は4月16日(金) 平成15年分の確定申告による所得税の納期限は平成16年3月15日(月)です。納期限を過ぎると、延滞

税がかかりますので、期限内に納税してください。

また、納税は安全で便利な口座振替をお勧めします。振替納税をご利用になりますと、振替日が4月16日(金)となります。(預貯金残高不足などにご注意ください)

譲渡所得・マイホーム買い替えの申告

譲渡所得とマイホーム買い替えの申告は、八潮メセナ会場では受け付けていません。申告は越谷税務署となります。

住宅借入金等特別控除の還付申告

越谷市中央市民会館特設会場または越谷税務署へマイホームなどを住宅ローンなどで取得した方の還付申告は、八潮メセナ会場では受け付けていませんので、越谷市市民会館特設会場または越谷税務署とさせていただきます。

所得税申告会場での注意
※土・日曜日は確定申告の相談・受け付けをしません。2月22日・29日の日曜日に限り、越谷税務署申告会場で相談・受け付けを行います。

確定申告の還付申告はお早め!

所得税の還付申告はお早め!

確定申告の問い合わせ先
越谷税務署 ☎96511811
〒343-8601 越谷市赤山町5丁目7番47号

国民健康保険シリース④ 国民健康保険の納期内納付 100%のご協力を!

国民健康保険は、加入している皆さんが安心して医療が受けられるよう、地域で支え合う助け合いの精神で成り立っている制度です。今回は、毎月の医療費等の支払額と国民健康保険の関係について、平成15年度のおおまかな予算額を一月に換算してお知らせいたします。

◆毎月の医療費等の支払い

毎月の医療費等の支払いは、月初めの5日に老人保健医療費拠出金と介護納付金として約1億9700万円、月の終わり25日に医療機関等に支払われる医療費として約3億8000万円が主なもの、合計5億7700万円となります。

◆老人保健医療費拠出金 月約1億6000万円

老人保健制度に基づき、高齢者が医療機関等にかかった費用を全国すべての医療保険者が拠出して支払うものです。

◆介護納付金 月約3700万円

介護保険制度に基づき、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が負担すべき保険料を全国のすべての医療保険者が納付するものです。

◆医療費 月約3億8000万円

八潮市の被保険者が医療機関等にかかった費用を診療報酬明細書(レセプト)に基づき支払うものです。この医療費等の支払いに対する財源は、国民健康保険税で約50パーセント、国および社会保険診療報酬支払基金の負担金並びに交付金で40パーセント、その他国庫等の支出金および市の一般会計繰入金等で約10パーセントという割合によって賄われます。ところが、国民健康保険の納期が月末であるため、前月分の国民健康保険税を支払っていきながら、25日に支払うべき医療費に対して毎月4000万円の財源不足となつていきます。

◆毎月の支払いに対する財源

この医療費等の支払いに対する財源は、国民健康保険税で約50パーセント、国および社会保険診療報酬支払基金の負担金並びに交付金で40パーセント、その他国庫等の支出金および市の一般会計繰入金等で約10パーセントという割合によって賄われます。

◆納期を過ぎると延滞金

地方税法の規定により、納期限を過ぎた場合には、年利14.6パーセントの延滞金がかかります。税の公平さを保持するためのペナルティで、そのまま納めないでいると本税以上の金額になることがあります。

◆納付は口座振替で

納期内に納めていただくためには、口座振替が安全便利で確実な方法です。

日ごろ忙しい方やうっかり納め忘れてしまいがちな方には、ぜひお

入れは、会計年度末に医療費等の実績額による交付金等と国民健康保険の収入によって返済することとなります。

◆国民健康保険の健全化

平成15年度の国民健康保険税は、課税総額で約32億円となっており、これを10期に分けて納付していただいておりますが、納期内に期別分の全額が収納されれば3億2000万円となり、現在よりも毎月4500万円の収入増加となります。

納期内に納めていただくことで、一時借入れをすることがなく毎月の医療費等を支払うことができるなど、健全な財政運営ができます。

◆納められないときは納税相談

国民健康保険の納付が困難なときは、必ず納税相談にお越しください。毎週木曜日は、午後7時(2月26日と3月25日は8時)まで夜間納税相談、また、2月29日と3月28日は、休日納税相談を行いますので来庁してください。来庁できない方は電話連絡をお待ちしています。

◆国民健康保険は、医療費等を支払う財源です。すべての方が納期内納付をすることによって安心して医療を受けることができます。

◆問い合わせ先

- 国民健康保険課 ☎834・835
- 国民健康保険 ☎834・835
- 保険給付 ☎826
- 国民健康保険 ☎829

所得税の還付申告は、申告期間(平成16年2月16日～3月15日)にかかわらず1月から越谷税務署で提出することができます。

確定申告の期間は、申告相談会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告を提出される方は、お早めに提出してください。